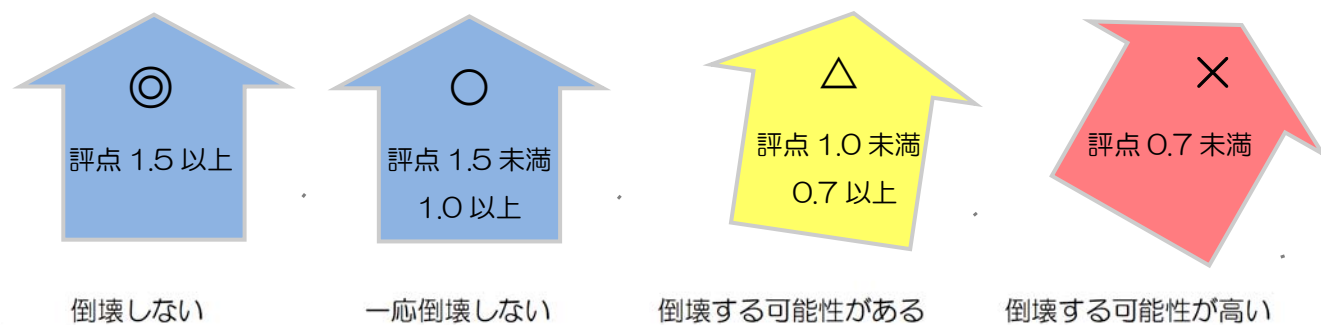


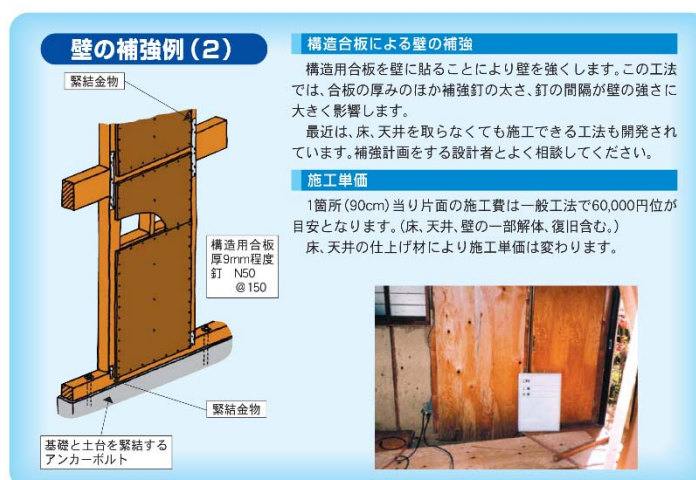
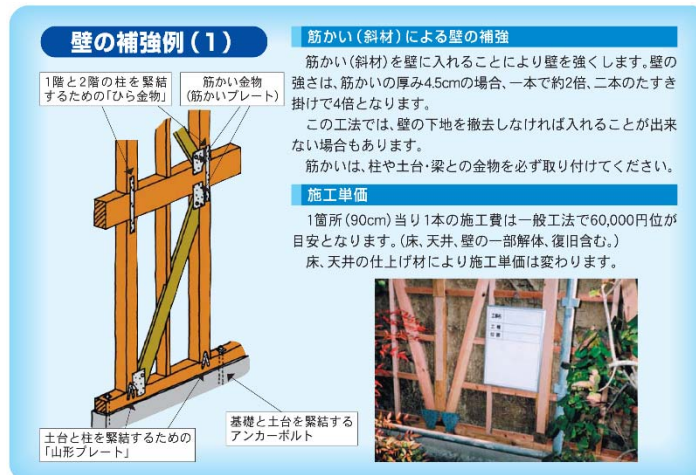
耐震診断って何だろう！

住宅の強さを調査して、弱い所の補強が必要かどうかを判断するために行うもので、住宅の健康診断です。耐震診断の結果は次の（上部構造）評点という点数で判定されます。

（上部構造）評点とは・・・ その建物が持っている強さ ÷ その建物に必要な強さ（強い壁の量）



部位別補強の事例



耐震診断・耐震改修の

すすめ

「輪島市既存建築物耐震改修工事費補助制度」 のご案内

木造住宅の耐震診断・耐震改修をしたい方を応援します!!

(平成20年 5月 1日施行)
 (令和 2年 4月 1日改正)
 (令和 3年 4月 1日改正)
 (令和 4年 4月 1日改正)

耐震補強工事は **150万円**まで助成!

(上部構造評点 1.0 以上の耐震改修工事が補助対象です)

さらに屋根・外壁の安全対策工事に対して **50万円**まで助成!

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地

<耐震補助に関すること>

輪島市建設部都市整備課

TEL: (0768) 23-1156

FAX: (0768) 23-1198

Eメール toshi@city.wajima.lg.jp

<税金に関すること>

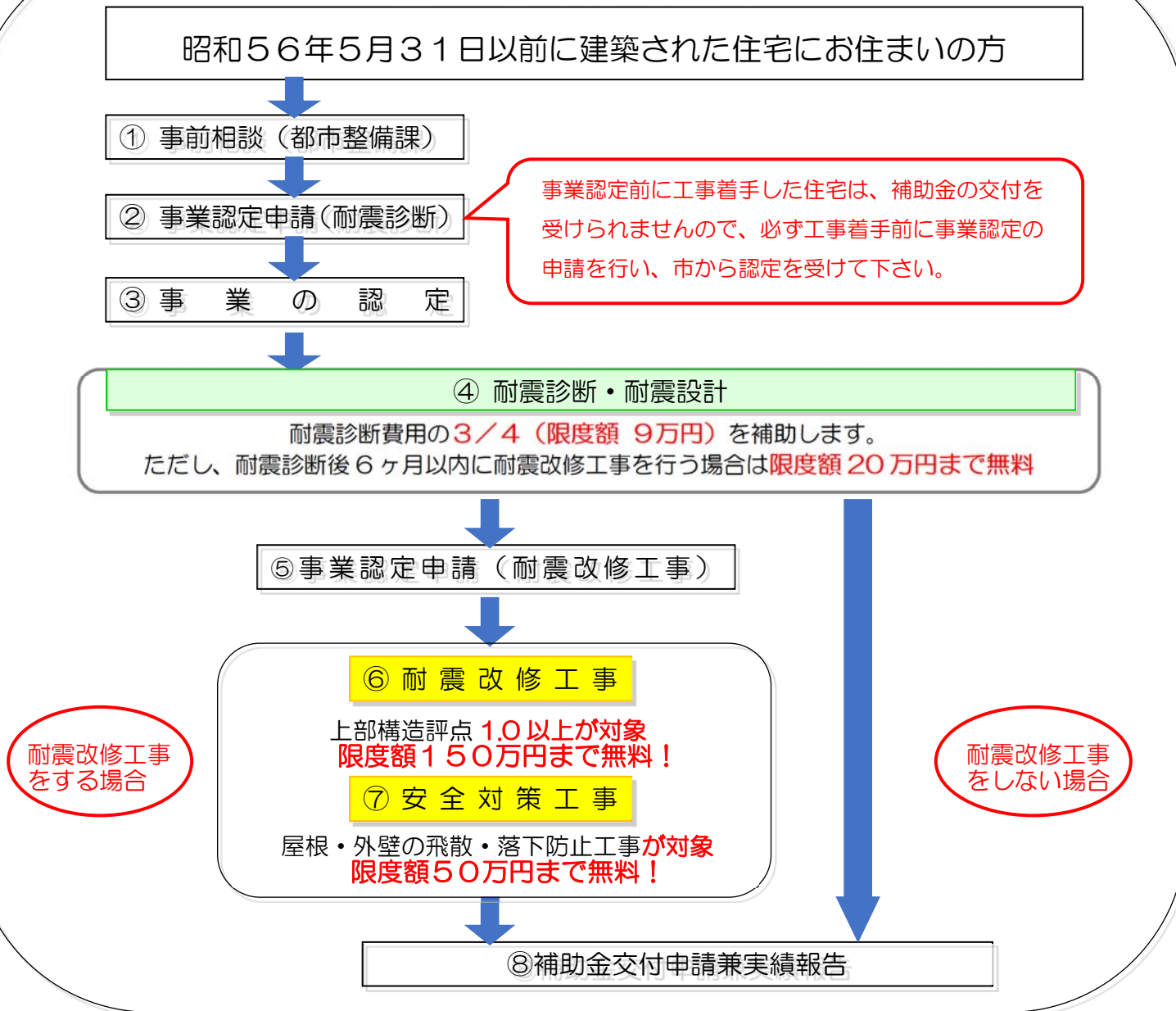
輪島市総務部税務課

TEL: (0768) 23-1126

FAX: (0768) 23-1127

Eメール zeimu@city.wajima.lg.jp

補助交付申請の流れ



耐震診断

1. 事業の概要

住宅が地震に対してどの程度耐える能力を持っているか耐震診断で調査し、住宅の強度が不足する箇所に補強計画をした耐震設計に対して費用の一部を支援する制度です。

2. 補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅。

3. 補助対象事業

「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づく耐震診断及び耐震設計とします。

4. 補助金と負担の割合

耐震診断・耐震設計に要する経費の3/4の金額を補助金として交付します(限度額9万円)。ただし、耐震診断を行ってから半年以内に耐震改修工事までする場合は、耐震診断・耐震設計に要する経費の全額を補助金として交付します(限度額20万円)。

耐震改修工事・安全対策工事

1. 事業の概要

この制度は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することを目的に、耐震改修工事又は安全対策工事の費用の一部を補助する制度です。

2. 補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅。

3. 補助対象事業

◎耐震改修工事：耐震診断・耐震設計に基づき行う耐震改修工事。

◎安全対策工事：屋根や外壁に対して行う、飛散・落下を防止するための工事。

※耐震改修工事の費用と重複する部分は対象になりません。

4. 補助金額と負担の割合

◎耐震改修工事：耐震改修工事に要する経費の全額(一件あたり限度額150万円)

◎安全対策工事：安全対策工事に要する経費の全額(一件あたり限度額50万円)

■固定資産税の減税について(上部構造評点1.0以上のみ対象)

現在の耐震基準に適合するように住宅の耐震改修を行った場合には、申告することで一定期間税金が減税されます(減税対象：一戸当たり120㎡相当分まで)。

■減税の要件

- ・昭和57年1月1日以前に建てられた住宅であること。
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修を行っていること。
- ・耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円以上であること。

■資産減税される期間と税額

耐震改修工事の完了時期	減額期間	税額
平成26年～ 令和6年3月31日	1年度分	1/2

■所得税の税額控除の申告について

令和5年12月31日までに住宅の耐震改修を行ったときは所得税の控除が受けられます。控除の詳細や申告につきましては、輪島税務署にお問い合わせ下さい。TEL (0768) 22-2241

輪島市助成制度のご案内

■自立支援型住宅リフォーム推進事業

介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリーに改造する場合

(限度額100万円)

福祉課(身体障害者)：TEL (0768) 23-1161

■下水道等普及促進助成金(新規に公共下水道・集落排水・市町村整備型合併浄化槽へ接続する助成金)

1 既存の汲取便槽又は浄化槽の撤去・埋立の費用(限度額10万円)

2 既存の和式トイレ(腰掛式簡易水洗トイレ含む)から腰掛式トイレへ改造する際に、その器機費用

(限度額5万円、65歳以上の方を含む世帯は10万円)

汲取便槽等の撤去・埋立(公共下水道及び、市町村設置型浄化槽を整備)を行う工事を実施した場合で、既存の和式便器から腰掛式便器への改造を助成

上下水道局：TEL (0768) 22-2220